

令和 5 年度

# いじめ防止基本方針



さいたま市立文蔵小学校

# 令和5年度 さいたま市立文蔵小学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、児童の尊厳を保持する目的の下、保護者、地域住民、その他の関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・いじめの早期発見及びいじめの対処の対策を適切に実施するなどの対応が求められる。

さいたま市立文蔵小学校においても、いじめの事案が毎年挙げられている実態を重く受け止め、「さいたま市立文蔵小学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校いじめ防止基本方針」）は、

「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、並びに学校の教育目標に基づき、本校の全児童が、笑顔と希望のあふれる学校生活を送ることができるよう、

「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」の具体的な取組について示したものである。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 2 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込みず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 3 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

## III いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織を活用して行う。

※「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適切に判断する。

※いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## IV 組織

### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため。

(2) 構成員：校長、教頭、教務担当、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、主任児童委員、自治会長、文蔵公民館長、南浦和中学校長、文蔵子ども会会长、文蔵児童センター館長、文蔵保育園長  
※必要に応じてSSW、医師、弁護士、警察官経験者などの構成員以外関係者を招集する。

(3) 役割

ア 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ 早期発見・事案対処

- ・いじめ相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いの情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む）

(4) 開催

ア 定例会（5月、11月、1月 年3回程度開催）

イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(5) 内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、定期的検証

- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個人面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応
- ケ アンケート結果の考察

## 2 代表委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：代表委員会委員長（1名）、代表委員会副委員長（2名）、  
代表委員会記録（3名）、各委員会委員長（12名）、各学級代表委員（18名）
- (3) 開催
  - ア 定例会（月1回程度開催）
  - イ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
  - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを、主体的に行う。
  - イ 話合いの結果を、学校に提言する。
  - ウ 提言した取組を、推進する。
  - エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や各学級代表委員が集まる話し合いを開催する。

## 3 スマイル委員会（南浦和中学校区小・中一貫教育における子ども会議）の取組

- (1) 目的：「さいたま市こども会議」における「いじめ撲滅！さいたま宣言」の取組の一環として、近隣の小学校（文蔵小、辻小、辻南小）と南浦和中学校が合同で児童・生徒による「いじめ撲滅！南浦和中学校向日葵（スマイル）委員会」を開き、いじめ撲滅に向けた取組について意見交換や各校が作成したオリジナルポスターの交換等を行う。
- (2) 開催：年2回程度
- (3) 内容：ア いじめ撲滅スローガン作成  
イ いじめ防止ポスターの作成  
ウ 小・中合同いじめ撲滅宣言  
エ さいたま市「いじめ防止シンポジウム」への参加

## V いじめの未然防止

### 1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
  - ア 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体

制を整える。

- イ 道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関するここと」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、以下の内容について取り組む。

- ・啓発ポスター活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・児童会によるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長等による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校だより等による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- ア 「いじめ撲滅月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

- イ 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人とかかわる際に必要となる力の定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだ力を活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- (1) 児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法等を身に付ける。特に、いじめはいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようとする。

(2) 授業の実施：1年生 11月 「困ったときは言ってみよう」

2年生 11月 「困っている友達の力になろう」

3年生 7月 「いやな気持を伝えよう」

4年生 6月 「友達の助けになろう」

5年生 9月 「悩みと上手につき合おう」

6年生 6月 「友達のよい相談相手になろう」

## 5 メディアリテラシー教育を通して

- (1) 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) 「スマホ・インターネット安全教室」の実施。

## 6 学校、家庭、地域との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。
  - ア 地域清掃（3日間 感謝の気持ちをこめて地域の清掃活動を行う）
  - イ 防犯ボランティアの皆さんに感謝の花の贈呈
  - ウ 小・中合同あいさつ運動（6年生と中学生が合同であいさつ運動を行う）

## VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

### 1 日頃の児童の観察

#### ○早期発見のポイント

- ①児童のささいな変化に気付くこと。
- ②気付いた情報を共有すること。
- ③情報に基づき、速やかに対応すること。
- ④遅刻、早退、欠席状況等を把握すること。

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底。
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、持ち物、人間関係等の観察。

例)・遅れて教室に入ってくる。

- ・発言後に嘲笑や冷やかしが起きる。
- ・発言回数が減少する。
- ・持ち物が散乱していたり、教科書、ノート等の落書きが増える。
- ・椅子や机が離れている。
- ・順番が回ってこない、何度も回ってくる、ペアになりたがらない。
- ・仕事などを押し付けられている。

- (3) 休み時間：児童同士の人間関係、遊び方等の観察。

例)・休み時間になるとすぐに教室から出していく。

- ・一人で過ごすことが多い。
- ・「遊び」と称してのからかいの様子が見られる。
- ・鬼ごっこでいつも鬼をやっている。

- (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる等

- (5) 清掃：一人離れたところで清掃をしている、その列の机が運ばれない等

- (6) 学級の中：持ち物がなくなったと訴える、机の中にはかの人の物が入っている、掲示物や作品にいたずらされる、内緒話をされる等の様子が見られる。

- (5) 登下校：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに

該当するか否かを判断する。

- (7) クラブ、委員会活動：独りぼっち、仕事を押し付けられる 等
- (8) その 他：本人を無視している様子がある、学年のトイレを使わない、学級の中のグループが固定している、特に用のない職員室や保健室への来室等の様子が見られる。

## 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：(年3回程度実施) ※必要に応じて実施する。
- (2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。  
※面談した児童について、学年・学校全体で情報の共有を行うとともに、面談記録については保存する。

## 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケート（なかよしの種）を実施し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

## 4 教育相談週間及び教育相談日の実施

- (1) 月1回教育相談日を設定する。また、教育相談週間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
  - ア さわやかディの充実 (月1回程度実施)
  - イ S C、S S Wとの相談 (月1回程度実施)
- (9) 保護者との個人面談の実施：(年1回程度実施)

## 5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：11月
- (2) アンケート結果の活用：実施後速やかに集約し、対応等を検討し、情報を共有するとともに常時活動に反映させる。

## 6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：6月、2月 (年2回程度実施)
- (2) 防犯ボランティア：6月、3月 (年2回程度実施)
- (3) 学校評議員（学校運営協議会）：5月、11月、1月 (年3回程度実施)
- (4) 子どもひなん所110番の家：1月 (年1回実施)
- (5) 校庭及び体育館スポーツ開放運営委員会・使用団体代表者会議：5月、10月 (年2回程度実施)

## VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 1 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。  
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

- 2 教頭は、校長を助け、校務を整理する。  
校長不在の時は職務を代理し、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。また、構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 3 教務担当は、校長、教頭を助け、情報を集約し、組織的な対応を行う。
- 4 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。  
担当する学年の情報共有を行う。  
校長、教頭、教務担当に報告する。
- 5 学年担当は、該当学年・学級を支援できる体制を整える。
- 6 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。  
いじめられた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。  
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 7 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。  
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。  
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 8 教育相談主任は、「心と生活のアンケート」「なかよしの種」の結果等から情報収集し、「児童生徒心のサポート 緊急対応の手引き」に基づき、児童の心のサポートを行う。
- 9 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害等が要因として考えられないか、関係者間の連絡・調整を図りながら情報収集を行う。
- 10 養護教諭は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- 11 さわやか相談員は、保護者や学校の要請に応じ、適切な相談体制の充実を図り、教職員との連携を図る。
- 12 スクールカウンセラーは、情報の提供及び専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- 13 スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 14 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときには、直ちに学校と連携する。
- 15 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報提供を行う。

## VIII 重大事態への対応(「いじめ防止対策推進法」第28条)

- 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改定 文部科学大臣決定)、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。
  - (1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
    - ・ 児童が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
  - (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
  - ・ 一定期間連續して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 2 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。
- (1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- (2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- (3) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。
- ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断
- <学校を調査主体とした場合>
- ①学校は、直ちに教育委員会に報告する。
  - ②学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
  - ③学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ④学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
  - ⑤学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
  - ⑥学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
- <教育委員会が調査主体となる場合>
- 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

### 1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底：年度当初及び学期当初の職員会議において、資料を基に全教職員で確認する。
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証：年2回のアンケートを実施した後、速やかに結果をまとめ、職員会議で検証する。

### 2 校内研修

- (1) 「分かる授業を進めること」
  - ア 授業規律：年度当初に、「文蔵小學習のきまり」を基に全教職員で共通理解を図る。
  - イ 授業研究：自己肯定感を高める授業づくりについて研究を進める。

- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修

- ア 児童理解：年2回、児童の共通理解を図る研修会を実施する。
  - イ 生徒指導：年1回、生徒指導研修会の伝達講習を実施する。
  - ウ 教育相談：年3回（学期1回）

- (3) 情報モラル等に係る研修

- ア 情報モラル：年1回、ネットいじめ等に迅速かつ適切に対応するため、教職員及び児童に関わる情報モラル研修会を実施する。
  - イ 人権教育研修：年1回、人権教育研修会等を踏まえた具体的な講習会を実施する。

- (4) 特別支援・教育相談研修
- (5) 国際教育研修
- (6) 人権教育研修

## X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを行う。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
  - 検証を行う期間：前・後期（年2回程度）
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
  - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：11月（学校評価等）
  - (2) いじめ対策委員会の開催時期：5月、11月、1月頃
  - (3) 校内研修会等の開催時期：5、2月（配慮を要する児童研修）、7月、8月（いじめ防止基本方針の研修、生徒指導研、教育相談研、特別支援教育研修、人権教育研等）